

# 健康福祉委員会資料

## (消防局関係)

### 1 令和5年第3回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第103号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第103号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年6月7日  
消 防 局

# 議案第 103 号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例 の制定について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を設けないこととすること等のため改正するもの

1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（令和 5 年総務省令第 8 号）

2 改正の主な内容

(1) 上記 1 に伴い、急速充電設備について、全出力の上限を設けないこととし、コネクターを用いて充電するものであることを明確化し、及び分離型の急速充電設備にあっては、充電ポストを含むこととするもの

※ 急速充電設備とは、電気を設備内部で変圧して、電気自動車等にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。）を用いて充電する設備（全出力が 20 キロワット以下のものを除く。）をいう。

※ 分離型の急速充電設備とは、変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。）により構成されるものをいう。

(2) 上記 1 に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を次のとおり定めるもの  
ア コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

イ 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(3) 消防長が指定する劇場の舞台等を有する防火対象物における喫煙所に健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、条例に規定する「喫煙所」と表示した標識は設けなくてよいこととするもの

3 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日から施行。ただし、上記 2（3）については、公布の日から施行

## 議案第103号参考資料

### 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例関係

1 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「対象火気省令」という。）の一部改正 令和5年2月21日公布 同年10月1日から施行

2 条例改正に関係する上記1の主な内容

(1) 対象火気省令において、急速充電設備は全出力が20kWを超え、200kW以下のものとされ、全出力が200kWを超えるものは変電設備として扱われていたところ、令和4年度に開催された消防庁の「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」において、急速充電設備の全出力が200kWを超えることによって新たな火災危険性は確認されないとの検討結果が報告されたことを踏まえ、急速充電設備の全出力の上限を設けないこととし、全出力が200kWを超えるものも急速充電設備として扱われることとされた。

(2) 対象火気省令に規定する急速充電設備については、コネクタを用いて充電するものとそうでないものを区別していなかったところ、コネクタを用いて充電するものであることが明確化された。

(3) 従前の対象火気省令における急速充電設備に係る基準は、変圧する機能を有する設備本体とケーブルが一体となって充電する一体型の急速充電設備を想定した基準となっていたところ、分離型の急速充電設備にも対応した基準へ改めるため、分離型の急速充電設備が新たに位置づけられるとともに、火災予防上必要な措置の見直しが行われた。

3 喫煙所に設置する標識に係る改正について

消防長が指定する劇場の舞台等を有する防火対象物における喫煙所には、「喫煙所」と表示した標識を設置しなければならないこととしているところ、健康増進法の規定により、専ら喫煙をすることができる場所である旨、20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した喫煙専用室標識が設置されている場合は、「喫煙所」と表示した標識は設けなくてよいこととするもの

## 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表




改正後	改正前
<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (急速充電設備)</p> <p>第14条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) その筐(きょう)体は、不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u></p> <p>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) <u>コネクタ</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、</p>	<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (急速充電設備)</p> <p>第14条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう</p> <p>_____。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) その筐(きょう)体は、不燃性の金属材料で造ること。 _____</p> <p>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に</u>電圧が印加されている場合には、当該<u>接続部が</u> _____外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、</p>





改正後	改正前
<p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p><u>(16) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u></p> <p><u>(17) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</u></p> <p><u>(18) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u></p> <p>2 屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、<u>次に掲げるものにあつては</u> _____、この限りでない。</p> <p><u>(1) 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p>	<p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(16) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</u></p> <p><u>(17) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u></p> <p>2 屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは</u>、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(2) 分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等 (喫煙等)</p> <p>第26条 次の各号に掲げる場所で、消防長が指定する場所（以下「指定場所」という。）においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に</p>	<p>(新設)</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等 (喫煙等)</p> <p>第26条 次の各号に掲げる場所で、消防長が指定する場所（以下「指定場所」という。）においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に</p>

改正後	改正前
<p>火災予防上危険な物品を持ち込んではない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席</p> <p>(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗若しくは展示場（以下「百貨店等」という。）又は地下街の売場又は展示部分</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所</p> <p>2 指定場所には、客席の前面その他見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>3</b> 指定場所（第1項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置。<u>ただし、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。</u></p>	<p>火災予防上危険な物品を持ち込んではない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席</p> <p>(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗若しくは展示場（以下「百貨店等」という。）又は地下街の売場又は展示部分</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所</p> <p>2 指定場所には、客席の前面その他見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。</p> <p><b>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></b></p> <p><b>4</b> 指定場所（第1項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置。<u>(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとする。)</u></p>



改正後	改正前						
<p>4 第2項又は前項第2号本文に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が当該喫煙所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>7 指定場所を有する防火対象物の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>5 前項 第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が当該喫煙所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>7 指定場所を有する防火対象物の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。</p>						
<p>別表第7 削除</p>	<p>別表第7（第26条関係）</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1029 1424 1070">表示の種類</th> <th data-bbox="1429 1029 1774 1070">図記号</th> <th data-bbox="1778 1029 2069 1070">色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1074 1424 1337">禁煙である旨の表示</td> <td data-bbox="1429 1074 1774 1337">  </td> <td data-bbox="1778 1074 2069 1337">記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> </tbody> </table>	表示の種類	図記号	色	禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
表示の種類	図記号	色					
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白					



改正後	改正前		
	火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
	喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白